

長野県給与支給明細書広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内部事務総合システム（以下「システム」という。）で長野県職員等に配信される給与支給明細画面及びPDF形式により作成された給与支給明細書に広告を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、広告を表示する者に広告媒体を提供することにより、長野県（以下「県」という。）の財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長野県職員等 知事部局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び教育委員会事務局の職員並びに県立学校の教職員をいう。
- (2) 広告 システムにより長野県職員等に配信される給与支給明細画面及びPDF形式により作成された給与支給明細書に掲載する文字又は画像で表示された情報をいう。
- (3) 広告主 本要綱に基づき、県と契約を締結し広告を掲載する者をいう。

(広告掲載)

第4条 広告は、システムで長野県職員等に配信された給与支給明細画面及びPDF形式により作成された給与支給明細書の2か所に同じものを表示する。

- 2 広告の掲載回数は、上半期7回（4月から9月までの例月給与6回及び6月の期末勤勉手当1回）、下半期7回（10月から翌3月までの例月給与6回及び12月の期末勤勉手当1回）とする。

(掲載料)

第5条 広告主は、契約後最初に広告を掲載した日から起算して30日以内一括して掲載料を納入しなければならない。

- 2 県に納入された掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき事由がなく県が掲載すべき広告を掲載しなかったとき又は掲載料を返還する特別の事由があると県が認めるときは、この限りでない。
- 3 機器等の保守又は工事を行うとき、その他別に定めるときに県がシステムの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。
- 4 返還する掲載料については、当該掲載期間における給与支給明細の配信回数に応じて返還するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、システム内に県が定めた給与支給明細画面上部及びPDF形式により作成

した給与支給明細書下部（以下「広告枠」という。）とする。

- (2) 大きさは、縦 515 ピクセル×横 720 ピクセル以内とし、掲載可能な電子ファイル容量は 100 キロバイト以内とする。
- (3) ファイル形式は、J P E G形式又はG I F形式とし、動きのあるものは使用しない。
- (4) 広告の色は、カラー表示可とする。ただし、印刷時は白黒となるので、地色は無色若しくは薄い色を使用し、白黒印刷時にもはっきり表示ができるものとする。
- (5) 掲載枠数は 1 枠とする。ただし、1 枠を複数に分割したうえで別々の広告を掲載することも可能とする。
- (6) 広告が掲載される対象者は、長野県職員等とする。

(広告主の基準)

第 7 条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

(広告の内容の基準)

第 8 条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 内部事務総合システムの運営に支障を来たすもの
- (4) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なるもの
- (8) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (9) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの

- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でない広告の内容として別に定めるもの

(広告の原稿の作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、県が指定する日までに、当該広告の原稿を電子データにより、県が指定した場所に提出しなければならない。

(広告の内容の審査)

第10条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る内容を審査し、適正であることを確認したうえで原稿の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の審査の結果、広告の内容が第8条各号に規定する基準を満たしていないときその他不適当なときは、県は広告主に対し内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告主は広告の内容の補正をし、県が指定する日までに補正後の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正後の広告の内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の内容を毎回変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、県にあらかじめ協議のうえ、県が指定する日までに広告の原稿を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された広告の内容の審査及び補正については、前条の規定を準用する。

(広告の削除)

第12条 広告主は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で県に申し出なければならない。
- 3 県は、広告の内容からそれを掲載することが適当でないと判断したときは、直ちに広告を削除することができる。
- 4 前項の場合においては、県は速やかにその旨を広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三

者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 第三者から広告に関連しての苦情の申立て、損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第14条 本要綱及び長野県給与支給明細書広告掲載要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。